

小金井市芸術文化振興計画
評価・検討有識者会議

報告書

目次

I	はじめに.....	3
	(1) 概要.....	3
	(2) 小金井市芸術文化振興計画策定までの過程と背景.....	3
	(3) 自治体文化政策に関する社会的要請について（2009年～2018年）.....	4
	(4) 論点テーマについて.....	7
II	検討会議について.....	9
	II-1 論点テーマに基づく議論と導きだされた視点.....	9
	(1) 社会包摂.....	9
	(2) 文化施設.....	10
	(3) 教育／アウトリーチ.....	10
	(4) 市民協働.....	11
	II-2 検討会議の構成と内容.....	11
III	本報告書について.....	13
	III-1 評価の方針.....	13
	III-2 評価指標について.....	13
IV	振興計画の評価.....	16
	IV-1 評価：「計画の推進体制」.....	16
	IV-2 議論：「計画の推進体制」.....	17
	(1) 推進委員会／評価委員会.....	17
	(2) 実施主体.....	18
	(3) 研究機関との連携.....	19
	(4) 財源.....	19
	(5) 参加のネットワーク.....	21
	IV-3 評価：「芸術文化振興計画推進事業」.....	23
	IV-4 議論：「芸術文化振興計画推進事業」.....	23
	(1) 「芸術文化振興計画推進事業」（事業1／事業2／事業3）について.....	23
	(2) 市民とアーティストが協働した作品の制作 - 事業1.....	25
	(3) 芸術文化と市民をつなぐ機会の整備 - 事業2.....	27
	(4) 市民参加のきっかけとなる講座の運営 - 事業3.....	30
V	次期振興計画策定へ向けての課題と提案.....	32
	V-1 次期振興計画での検討課題.....	32
	V-2 社会情勢の変化等に鑑みた新たな対応の必要性.....	32
	(1) 2020年以後の社会情勢を踏まえたトピックスの抽出.....	32

(2) 市の総合的な施策のなかでの位置づけ 32

I はじめに

(1) 概要

小金井市芸術文化振興計画評価・検討有識者会議（以下検討会議）では小金井市芸術文化振興計画（以下振興計画）の事業評価、検討および次期計画策定にあたり課題等を抽出し、次期計画の骨子を検討した。

検討会議において評価する対象は小金井市芸術文化振興計画の第1期（2009年度～2021年度）であり、実質2018年度までの事業実施状況に基づく評価をした。

会議運営は小金井市市民部コミュニティ文化課が事務局を担った。会議には四人の委員（伊藤裕夫氏、大澤寅雄氏、小川智紀氏、西村德行氏）に加え事務局（小金井市役所市民部コミュニティ文化課）、事務局運営補助（委託）、及び計画に則した事業実施者として特定非営利活動法人アートフル・アクションが出席した。また第3回から第6回まではオブザーバーとして小金井宮地楽器ホール館長の宇山友思氏が出席し、第6回にはゲスト話題提供者として、事業実施者の実行委員会体制下における事務局長を務め、条例及び計画の策定に携わった佐藤李青氏が出席した。

委員の選出にあたっては事務局と事務局運営補助との協議によって、文化政策研究者、文化事業実践者、学識経験者から適切な有識者を選出し、また委員長および副委員長は全委員総意によって選出した。

全6回実施した検討会議では各委員は事務局が設定した論点テーマに則して各委員が話題提供を行い、話題に基づいた意見交換を経て、事業実施者の報告及び自己評価と各委員からの評価という流れで、広範な論点を持つものとなった。

(2) 小金井市芸術文化振興計画策定までの過程と背景

小金井市芸術文化振興計画（以下、振興計画）は2007年に制定された小金井市芸術文化振興条例（以下、振興条例）に基づき作成され、2009年4月から施行された。

振興条例及び振興計画は小金井市と東京大学大学院人文社会系研究科文化資源研究室（小金井プロジェクトグループ、以後プロジェクトチーム）による共同研究によって策定された。策定にあたっては、プロジェクトグループが無作為抽出の市民アンケートや公募市民を加えた小金井市芸術文化振興計画策定委員会での議論、市民参加講座の実施などのプログラムを設計及び運営し問題点と解決策を整理していった。この問題点と解決策をベースにして市とプロジェクトグループは振興条例及び振興計画を策定した。本報告書において評価対象となる振興計画は、策定プロセスで明らかになった課題等を踏まえて事業を具体

化していくアクションプランである。

振興条例では「市民等の主体的な芸術文化活動を推進し、年齢、性別、障害の有無、国籍及び民族を問わず、市民一人一人が芸術文化の根付く心豊かな生活を営むことができる地域社会を実現すること」（第3条）を目的としており、振興計画は振興条例の目的を踏まえて「誰もが芸術文化を楽しめるまちへ 芸術文化の振興で人とまちを豊かに」の理念を掲げている。振興計画は2009年4月から施行され2019年度までの10年の間に理念を実現させていく設計となっており、計画は段階的に進められていくために3期に分かれている。

第1期では「市民による実施主体立ち上げの準備」、第2期では「市民主体の推進体制開始」、第3期では「次の十年間の計画を市民と市の協働で検討」という段階プランとなっており、このような段階的発展を想定したつくりは、条例及び計画を作っていく際にプロセスを重視したこととも共通する振興計画の特徴でもある。

振興計画を推進していくにあたっては芸術文化振興計画推進事業として、主に3つの事業の柱（①市民とアーティストの協働した作品の制作、②芸術と市民をつなぐ機会の整備、③市民参加のきっかけとなる講座の運営）にそれぞれ2つの視点が設定され、これらの視点と紐づける形で具体的な事業プログラムが置かれている（詳細は別紙参照／芸術文化振興計画推進事業体系図）。本報告書ではこの芸術文化計画推進事業の3つの事業の柱（及び視点）と振興計画の第6章「計画の推進体制」に基づき評価を行うものである。

（3）自治体文化政策に関する社会的要請について（2009年～2018年）

本項目では振興計画実施期間の10年の間における自治体文化政策に対して求められる社会的要請の変化について、一般的な見地から整理する。この整理の目的は2つある。

第1の目的は、社会状況の変遷や国や自治体の文化政策の変容が、振興計画で掲げた目標等の捉え方や解釈にも少なからず影響を与えている可能性を考慮することによって、事業実施者の柔軟で自由な振興計画の運用に対する理解の補助のためである。

第2の目的は、国の法整備及び社会状況の変遷を整理し、検討会議において設定した4つの論点テーマが導き出された根拠を提示していくことである。2007年に制定された振興条例及び2009年から施行された振興計画は足掛け12年間にわたる自治体文化政策の実践の一端である。条例制定にいたる経緯と背景には2001年に制定された文化芸術振興基本法の影響があることは言うまでもない。この法律は2017年には文化芸術基本法に改正され、改正前の振興基本法から16年間にわたる国の文化政策の方針や社会状況の変遷が反映されたものとなっている。すなわち振興条例及び振興計画を推進してきた10年間は、国の法整備とそれに基づく方針や計画が進められてきた時間軸と同期するものである。

2001年に制定された文化芸術振興基本法は1990年代以降の国レベルにおける文化振興の気運が法制として最初に結実したものである。はじめに、1990年代の日本の文化状況の変化について概観していく。

1990年代の日本の文化状況は、80年代の自治体文化行政の推進を経て、バブル景気の余波とバブル崩壊後の公共事業投資によって文化施設が乱立した時代でもある。1週間に2館と言われるペースでホールが開館しハードの整備が進むなかで、ソフト、つまり文化事業に対する投資はままならない状況がしばらく続く。一方、民間の動きを注視すると1990年に社団法人メセナ協議会が創設される。さらに同年には国立劇場法の一部が改正され芸術文化振興基金が創設される。バブル崩壊前夜の好景気を背景にしていたとはいえ、官民双方から芸術文化活動を支える仕組みと環境が整えられていった。その後、文化庁はアーツプラン21などの助成プログラムを創設、また1994年には旧自治省（現総務省）の外郭として財団法人地域創造（現一般財団法人）が設立され自治体文化行政及び公立文化施設の文化事業に対して助成プログラムだけではなく多角的な活動支援が展開されることとなる。地域創造の創設は、本報告書が自治体文化政策の評価を目的とする観点からも特に留意すべきである。すなわち、旧文部省（現文科省）ではなく旧自治省（現総務省）管轄の外郭団体が、地方公共団体の公共政策として文化事業と文化施設の活用を促進する動きであるからだ。これは芸術文化振興に関する法制以前に、芸術文化及び文化行政が公共政策として行政や文化施設関係者等の中で定着していく起点となったと言えるし、一方で後述するように芸術文化が総合政策として様々な政策領域と結びついていく契機にもなった。

また、文化行政／文化政策上の法整備とは異なる背景として、1998年に制定された特定非営利活動促進法（NPO法）の存在も触れておく必要があるだろう。1995年の阪神淡路大震災でのボランティア活動が策定の契機となったと言われるNPO法は、市民の自由な社会貢献活動を促進するもので、この法律によって公益性を担保した市井の芸術文化団体の活動もまた活発になっていく（NPO認可の第1号は芸術文化団体の「ふらの演劇工房」である）。

このように、官民両サイドから文化を支える環境が整えられてきた90年代を経て文化芸術にかかわる法整備が進んでいったのが2000年代である。2001年に議員立法によって文化芸術振興基本法が制定される。この法律の特徴を端的に述べるならば、文化芸術を公益として位置付け、国民の文化的な権利を保障したものである。2001年はこの法律の制定と共に、越後妻有での大地の芸術祭の第1回目が開催されるなど2000年代に全国各地で勃興する地域芸術祭の口火が切られた年でもある。芸術祭を通して芸術文化が地域振興あるいは地域経済の活性化のための手段として有効であるという認識が定着していった。

また民主党政権下の2010年、鳩山由紀夫首相が施政方針演説において国家戦略の柱として「新しい公共」を採り入れたことも留意したい。これまで官が担ってきた公共の仕事

を広く市民が担えるようにし、NPOの社会貢献活動、市民の社会参画、官民の協働などを促していった。2011年に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）」では「文化芸術は、子ども・若者や高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり、昨今、そのような社会包摂の機能も注目されつつある」と記述され、文化芸術の領域にも「新しい公共」の理念が反映され、「社会包摂」という視点が盛り込まれた。2012年に自民党政権となってからは「新しい公共」の看板は外されて現在に至るが、以後の文化関連法制では文化芸術の機能のひとつとして「社会包摂」を採り入れる考え方は引き継がれていくことになる。

2012年には文化芸術振興基本法の基本理念に則して「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定される。美術館、博物館や図書館がそれぞれ根拠法を持つと同じように劇場、音楽堂等、つまり公共ホールの根拠法が整備された。基本施策のなかには「年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会状況等にかかわらず、全ての国民が潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現する場として機能しなければならない」とあり、ここでも社会参加の機会へと導く「社会包摂」的な機能が劇場、音楽堂に求められている。

2017年には文化芸術振興基本法が改正され文化芸術基本法となる。この改正は文化芸術を公共政策として活用していくという要素が強く打ち出されたものとなった。つまり文化芸術を様々な政策分野に活用していくということであり、改正基本法の第2条の基本理念のなかには「文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業そのほかの各関連分野における施策との有機的な連携が図られるように配慮されなければならない」と記述された。また特に注目すべき改正点としては「社会包摂」的な視点が一步踏み込んだ形で記述されていることで、同第2条には「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを想像することができるような環境の整備が図らなければならない」とあり、「年齢、障害の有無、経済的な状況」という部分が改正基本法では加えられている。このように、改正基本法は文化芸術と社会との様々な接続点を示すことになった。

「社会包摂」的な視点は、2015年に文化庁が発表した「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術立国の実現のために」という「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」における戦略のなかに「あらゆる人々の参加」という表現で言及されている。また同戦略のなかには市民協働という観点からも「地方公共団体、文化芸術団体、NPO等との協働」が挙げられている。こうした2020年東京オリンピック・パラリンピックの気運の高まりを背景にして障害者の芸術活動に対しても様々な策が講じられるようになり、2018年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されている。この法律制定の背景として、オリンピック・パラリンピックを見据えていたことに加え、1990年代後半ごろから定着していった障害者芸術の呼称のひとつである「エイブルアート」の運動や、「アールブリュット」「アウトサイダーアート」など障害者芸術に限らず専門的なスキルを持っていない人たちの表現活動に対して一般的な注目が

集まり、一部の障害者が創作した「アート作品」が市場的な価値を有していったことも挙げられる。

(4) 論点テーマについて

ここまで文化行政／文化政策にかかわる法整備を中心に1990年代から現在までの文化環境を概観してきた。90年代は官民によって文化芸術を支える環境が整備された時代、2000年代以降は文化芸術振興基本法の制定をきっかけに多角的に文化芸術を促進するための法整備が整えられ、且つ文化芸術を様々な政策領域に活用していくことが標榜される時代であったとまとめることができる。

こうした法整備及び社会状況を踏まえて、検討会議においては推進計画を評価していくにあたって4つの論点テーマ（「社会包摂」、「文化施設」、「アウトリーチ／教育」、「市民協働」）を設定した。以下、これらの論点を抽出した根拠を述べていく。

小金井市芸術文化振興計画の第一期である2009年から2018年は、「文化芸術基本法（改正）」、「劇場法」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」等が制定、施行されていった時期であり、文化芸術を社会のなかの様々な領域との相関から捉えなおす時代であった。振興計画に基づき推進されていく事業に、次々と制定される文化関連法制の直接的な影響があったとは言い難いが、こうした法制が社会的に要請されてきた背景があるうえで、振興計画の3つの事業の柱とそれぞれの事業に連結している視点を基に事業が推進されてきた。

「①市民とアーティストが協働した作品の制作」「②芸術と市民をつなぐ機会の整備」「③市民参加のきっかけとなる講座の運営」という3つの事業の柱を見ればわかるように、すべての事業において「市民」が主語、あるいは事業実施の起点として設定されている。よって「市民協働」という論点は検討会議の評価においては外せないものである。また事業実施者が作成した報告書『小金井アートフル・アクション！2009 - 2017 活動記録 やってみる、たちどまる、そしてまたはじめる』（以後、『2009 - 2017 活動記録』）を紐解けばわかるように、学校連携事業は市民との協働のもと最も労力を割き実施してきた事業のひとつである。よって「アウトリーチ／教育」というテーマも必要な論点として挙げた。

外的な社会状況を根拠に抽出した論点テーマとしては「社会包摂」及び「文化施設」がある。推進計画を実施してきた間に制定された一連の文化関連法制が、文化芸術を社会の様々な領域との関係性のなかで捉えなおしてきたことは前述したとおりだ。小金井市の振興計画で掲げている事業の柱に引き寄せて文化関連法制のトピックを抽出するならば、「共生社会」的な社会の実現、すなわち「社会包摂」の視点がある。これは事業1の視点1「市民が芸術文化活動に参加する新たな機会をつくる」や視点2「地域内愛の多くの人々が参加でき

る実践の場を作る」、事業2の視点1「市民が日常生活の様々な場面で芸術文化に出会う機会を整備する」などを鑑みると適切な論点テーマである。

「文化施設」という論点テーマについては、現行の振興計画では具体的には言及されていない市内の公立文化施設（小金井宮地楽器ホールやはげの森美術館等）との連携を次期振興計画での検討課題としていくための設定である。これは「劇場法」の基本理念でも挙げられている「社会包摂」的機能を果たす場としての劇場（公共ホール）という考え方に留意した判断でもある。

Ⅱ 検討会議について

Ⅱ－１ 論点テーマに基づく議論と導きだされた視点

検討会議では各委員の話題提供による論点テーマに基づいた議論が行われた。本項目では、話題提供・論点テーマに基づく議論の要点を報告し、評価の参照となった視点がどのような文脈から導き出されたかを確認する。

(1) 社会包摂

2019年に発行された『はじめての”社会包摂”×”文化芸術“ハンドブック』（文化庁×九州大学共同チーム編）では「社会包摂」を「違いを尊重したまま受け入れる社会を目指そうという考え方」あるいは「社会的に弱い立場に置かれている人たちを排除するのではなく、包摂する社会を築いていこうという考え方」と説明している。振興条例及び振興計画のなかには「社会包摂」の文言はない。また事業実施者、NPO 法人アートフルアクション（以後アートフル・アクション）の事業においても「社会的に弱い立場に置かれている人たち」を対象として掲げたものはない。しかしながら前述したとおり、文化関連法制では文化芸術に「社会包摂」的機能が求められている。よって、文化芸術に対して社会的に要請されている役割のひとつである「社会包摂」について小川委員が話題提供を行った（小川氏は「社会的包摂」という言い方を採っているが「社会包摂」で統一する）。

小川氏は社会学者のジョック・ヤングの著作（『排除型社会 後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版/2007年）を引きながら、「社会包摂」あるいは「包摂的な社会」といよりも「排除している社会」について焦点を当て3つの見解を示した。

1つは、排除がマジョリティとして存在していることが自明の社会において、さまざまな価値観が不明瞭な境界線のなかで重なり合っているところに文化の面白さがあるのでないかという視点、2つ目は、「社会包摂」を進めていくことよりも「社会的排除」の状況を分析しどのように活かしていくかということの重要性への指摘であった。以上2点を踏まえ3つ目として、小金井市の芸術文化において考えられる「社会包摂」の方向性として、他分野との連携を想定した小規模な拠点が市内の各所に点在、広がっていくことが重要ではないかと提案した。これは換言すると、対象や目的を限定せずに、事業を進めながら広がっていくことによって生まれる効果を企図したアイデアで、行政の所管主義のような考え方とは異なる方法論こそがNPOが担うべきであるという提案でもあった。

(2) 文化施設

振興計画には市内の文化施設との連携等についての記述はない。しかしながら、劇場法の制定などにより公立文化施設には「社会包摂」的なアプローチや地域コミュニティの交流拠点としての機能が求められてきている状況を鑑みると、振興計画で謳われるような市民協働の芸術文化振興は同様に公立文化施設に求められる役割のひとつとなった。

よって、検討会議では次期振興計画策定を見据えて、現振興計画の枠組みの中で文化施設との連携や協働のあり方についての議論のために伊藤副委員長が「文化施設」についての話題提供を行った。

伊藤副委員長は文化施設を取り巻く環境変化によって文化施設が果たすべき役割の変化について概観した。要点は2つあり、いずれも文化施設の社会とのかかわり方を促す見解である。1つ目は、インスティテューションとして文化施設を位置付けるという見解で「文化施設のさまざまな芸術活動等を通して、人々の精神的な営みを促進し個人の創造性・自己表現を育むと同時に、そうした文化的成果の共有と蓄積を通して個性ある社会の形成を推し進める機関」という機能を現在の文化施設に求めた。2つ目は、文化施設の外側でのプログラム実施と連携の必要性の指摘で、アウトリーチによって地域社会での潜在的な課題を顕在化させていくことと、地域住民、公共施設―商店街、学校、福祉施設等とのネットワークを構築していくことへの提案であった。

(3) 教育／アウトリーチ

振興計画において「教育／アウトリーチ」は事業2「芸術と市民をつなぐ機会の整備」のなかの②「学校連携事業」にあたるもので、事業実施者は2012年から2018年までの間に市内小学校4校で17事業を実施してきた。西村委員からは2020年からの新しい学習指導要領で新たに盛り込まれた2つの点についての話題提供があった。ひとつは、アクティブラーニングすなわち主体的かつ対話的な活動や学びが求められているという点、もうひとつは学校を地域社会に開いていき地域との連携や地域の人的な資源を活用していくという点で、いずれも事業実施者の学校連携事業の枠組みのなかで実施したプログラムとも重なる部分である。

この話題提供を受けて事業実施者からは実施事業の報告があり、「学校連携事業」という枠組みのなかにおける「教育」という観点は、学校という場のみで扱われるものではないのではないかという問題提起があった。事業実施者の「学校連携事業」は学習指導要領で求められている教育や文化施設等で実施されている一般的な教育普及事業の取り組みとは方向性が異なっている点が、西村委員の話題提供と相対化されることで明らかになった。

(4) 市民協働

「市民協働」は振興計画の全体を貫くミッションである。振興計画に則した事業実施者もまた市民すなわち NPO であり、行政が策定した政策を市民/NPO が事業化していく市民協働の実践が、この振興計画では位置づけられている。

大澤委員長からの話題提供では、小金井市の総合政策としての「市民協働」の取組み、政策が確認された。一連の取組のなかでも、市民が行政と協働して公共的な課題を解決していくための「協働事業提案制度」があまり効果的に機能していないことが指摘された。一方で、提案型の協働事業とは異なるさまざまな協働の形態による事業が多数あることも指摘された。

また、以上のような協働とは異なる事例として岡山の市民協働推進センターによる市民協働推進ニーズ調査事業が紹介された。これは公共的な課題、ニーズの調査を経てモデル事業を実施し、それらの事業を仕組みにしていくことが目指されているもので、協働に至るまでのプロセスに重きを置いたコーディネート機能の重要性が確認された。

II-2 検討会議の構成と内容

検討会議では話題提供・論点テーマの視点を参照しながら、自治体文化政策にかかわる一般的な議論と、実施事業者 AA の事業報告を受けての個別具体的な議論を重ねた。

全6回の概要は以下のとおりである。

日時 テーマ	議題	検討内容
第1回 2018年 9月3日	小金井市芸術文化振興計画・アートフル・アクションの概要について 検討課題の整理 今後検討すべき課題の整理 個別事業の評価に向けての整理	事業実施者の事業報告(自己評価)に依拠した振興計画の評価 事業評価ではなく振興計画の評価であること 次期振興計画策定に向けた課題の抽出について
第2回 2018年 10月5日 社会包摂	事業及び振興計画における「社会包摂」の扱いと取組み 「社会包摂」による他分野、多団体との協働の可能性	地域社会での居場所府づくり、拠点づくりという観点からの「社会包摂」について 「包摂する側-される側」の構図を問い直すことについて
第3回 2018年 11月16日 文化施設	事業及び振興計画における「文化施設」の扱いと取組み	インスティテューションとしての文化施設の必要性について 文化施設の地域社会での活動(アウトリーチ)について

<p>第4回</p> <p>2018年</p> <p>12月7日</p> <p>教育・アウトリーチ</p>	<p>事業及び振興計画における「教育・アウトリーチ」の扱いと取組み</p>	<p>新学習指導要領における主体的な学び、対話に基づくカリキュラムについて</p> <p>新学習指導要領における学校と地域社会の連携について</p> <p>学校以外での教育や学びの場の形成について</p> <p>「学校連携事業」について</p>
<p>第5回</p> <p>2019年</p> <p>1月29日</p>	<p>現行振興計画の策定の経緯と背景</p> <p>現行振興計画の意図と目的を共有し、評価及び評価視点の整理</p>	<p>振興条例及び計画の策定過程におけるプロジェクトチームの運営について</p> <p>振興計画の事業化における市民とネットワークづくりについて</p> <p>振興計画の枠組みにこだわらない事業の成果について</p> <p>定量的な評価指標を採用することについて</p>
<p>第6回</p> <p>2019年</p> <p>3月6日</p> <p>市民協働</p>	<p>事業及び振興計画における「市民協働」の扱いと取組み</p> <p>次期振興計画策定のための評価骨子案について</p>	<p>小金井市の市民協働の取組みに好いて</p> <p>市民協働の政策化のパターンについて</p> <p>振興計画に則した市民協働事業の成果について</p>

Ⅲ 本報告書について

Ⅲ－1 評価の方針

検討会議における振興計画評価の方針は以下のとおりである。

- ・ 評価指標は、振興計画にある以下の3つの事業目標と6つの視点を採用する。また適宜、論点テーマの視点及び事業実施者の自己評価を参照にして評価を行う。
- ・ 評価は、振興計画・推進事業体系と振興計画・第6章「計画の推進体制」に基づいて行う。
- ・ 現行の振興計画の評価から次期振興計画の策定にあたっての課題をまとめる。

Ⅲ－2 評価指標について

検討会議では振興計画のなかの3つの事業の柱と各々の事業に付随した6つの視点の評価指標として設定し議論を進めた。

■ 評価指標 (振興計画の推進事業体系)

事業1 市民とアーティストが協働した作品の制作 (キーワード: 協働)

- ・ 市民が芸術文化活動に参加する新たな機会をつくる
- ・ 地域内外の多くの人々が参加できる実践の場をつくる

事業2 芸術文化と市民をつなぐ機会の整備 (キーワード: つなぐ)

- ・ 市民が日常生活の様々な場面で芸術文化に出会う機会を整備する
- ・ 芸術文化活動を行う市民を支える基盤を整備する

事業3 市民参加のきっかけとなる講座の運営 (キーワード: きっかけ)

- ・ 市民の芸術文化活動への参加や活動そのものへの理解を促すきっかけを提供する
- ・ 新たに地域で芸術文化活動を担っていける人材の育成を行う

定量的な評価指標を設定しなかった理由は3つある。1つ目は、すべての事業が計画の枠組みのなかに紐づけられるわけではなく、事業計画の3つの柱のなかにカテゴライズできないものがあるなど、計画で定められた指針を逸脱する成果と効果が検討会議では確認されたことがある。2つ目は、小金井市内の文化施設等の事業規模と比べ本事業の規模は小さく、定量的評価をした場合、相対的に過小評価されることへの懸念が挙げられる。3つ目は、振興計画にはそもそも数値目標が置かれていなく、定量的な評価指標よりも定性的な評価指標が相応であるという判断である。

評価指標については第1回会議より議論が重ねられ、検討会議各回の基本的な構成として各回テーマに即した担当委員による話題提供と議論、そして事業実施による事業報告を主軸にすることを確認したうえで、大澤委員長からは以下のような留意点が示された。

「事業の報告があったり、そこでどういう成果があったのか課題があったのかということミクロの視点で見ていくことも大事だけれども、なるべく川下の状況というよりは川上からどういう流れでそのような現場が生まれていて、どこに課題が発生したいたのか、川の体系がどこで支流に分かれていったことがこのような状況を生んでいるのだろうかという考え方を採って評価していきたい」。

(検討会議第1回／大澤委員長 別冊資料 p5)

個別の事業内容を評価するのではなく、事業によって生まれた成果、課題が計画のどの部分に呼応しているものなのか、あるいは計画に則したどのような指針から派生した成果なのかという点を留意することが確認された。つまり、振興計画を金科玉条として事業の履行について評価するのではなく、振興計画から外れたところにも事業の成果や価値を見出していく余地を検討会議では担保することとした。

小川委員からは、第4次小金井市基本構想・後期基本計画『小金井しあわせプラン』のような総合計画を参照にしながら将来的な行政指標の推計等も意識した評価の議論が必要であることが指摘されるなど、現推進計画の課題等を次期推進計画策定につなげていくための評価としていくことも確認された。

伊藤副委員長からは振興計画は数値目標が設定されていないため、検討会議における評価が、「振興計画に則した事業に取り組んだかどうか」というインプット評価であることも確認された。また同副委員長からは「振興計画の履行をどのように表現としてアウトプット

してきたのかという観点から評価するならば、事業実施主体から感想を訊くことを中心にしていくべきだが、その場合は事業実施者だけではなく、文化施設や地域の商店街などの話を訊く必要があるのではないか」という提案があった（この提案を受けて、小金井宮地楽器ホール館長を検討会議に招へいする運びとなった）。

また定性的な評価を実施する方向性で議論が定まっていくなかで、伊藤副委員長より評価という行為自体の意義について以下のような発言があった。

「自分たちが考えようとしていた価値をもう一回見つめ直すということが評価の大きな意味であって、その視点が抜けてしまうと評価というもののはどんどん自分たちの首を絞めていくものになっていくのではないか」

(検討会議第1回／伊藤副委員長 別冊資料 p9)

小金井市が策定した振興計画の評価過程に、事業実施者である当事者の視点を介すことに関しては、一般的な慣例から考えると議論の余地はある。しかし検討会議を次期振興計画策定への橋渡しとして機能させていくことを前提とするならば、伊藤副委員長の発言が示唆するように事業実施者の主体性と動機を殺ぐような評価方法は適切ではないという判断を行った。

よって検討会議では、各回の論点テーマと共に事業実施者の報告を評価における重要な要素として位置づけている。そのため、個別事業の評価をする目的ではなくとも、検討会議では事業実施者からヒアリングを重ねていった。この過程は委員による第三者の評価である一方で、事業実施者の自己評価とも言うことができる。

以上のような検討会議の見解により、事業数や参加者数、収支金額などの定量的な評価指標に代わる多角的かつ定性的な評価指標が本推進計画の評価に相応しいとする委員の合意を得た。

しかしながら検討会議において定量的な評価指標を採用していないにしても、本報告書においては定量的な評価判断の材料を提供するために参加者数、事業数、外部資金収入等の経年の変化を把握できるデータを巻末に付すこととする。

IV 振興計画の評価

本項目でははじめにIV-1、IV-2として振興計画第6章「計画の推進体制」に関する評価と議論を報告する。

続いて次にIV-3、IV-4として振興計画の「芸術文化振興計画推進事業」の推進事業体系に関する評価と議論を報告する。

IV-1 評価：「計画の推進体制」

芸術文化振興計画第6章「計画の推進体制」に関する評価は以下のとおりである。

(1) 推進委員会／評価委員会。

小金井市芸術文化振興計画推進事業推進委員会及び評価委員会を設置する必要がある。

(2) 実施主体

以下の通り第1期から第3期までの間、実施主体による「推進体制」が整備された。

- ・第1期：実行委員会形式による事業運営で「市民参加」を実現した。
- ・第2期：実施主体としてNPO法人アートフル・アクションを設立し「市民主体の推進体制」が整備された。
- ・第3期：次期振興計画「次の10年間の計画」に向けて、外部資金調達による事業拡張や振興計画の柔軟な運用などによって新たな市民協働の展開に入った。

(3) 研究機関との連携

振興計画策定過程からの東京大学との連携をはじめ市内外の大学機関とはインターンシップの派遣をはじめ様々な連携があった。

(4) 財源

外部資金調達による事業展開の拡張があった。

(5) 参加のネットワーク

市の様々な文化事業とのさらなる連携や協働の必要がある。

IV-2 議論：「計画の推進体制」

IV-1 の評価に至った論拠として各項目別に検討会議の議論について報告する。

(1) 推進委員会／評価委員会

振興計画では振興条例第9条に則し推進委員会及び評価委員会の設置を以下のように定めている。

「小金井市芸術文化振興計画推進委員会（以下「推進委員会」という）を設置し、小金井市の芸術文化振興全体について目配りし、課題の発見と解決策を検討します。推進委員会は、小金井市の芸術文化振興に関する協議を行うほか、市内の芸術文化政策に関わる人達が連携・協議・調整を行う場でもあります」

（第6章「計画の推進体制」-1：推進委員会）

「計画の推進状況や推進体制（推進委員会・実施主体）の外側からの第三者の目で法臆してもらい、その後の芸術文化振興に役立てるために、評価委員会を設置します。

推進委員会は、評価委員会の報告を参照し、計画の掲げる理念（誰もが芸術文化を楽しめるまちへ 芸術文化の振興で人とまちを豊かに）を踏まえつつ、必要に応じて事業の見直しを行います」

（第6章「計画の推進体制」-3：評価委員会）

現行の振興計画実施下において推進委員会及び評価委員会は設置されなかった。事務局による自己評価では理由として「市内の芸術文化政策に関わる人達」が振興計画の施行段階においてそろわなかったことを挙げている。すなわち、推進委員会及び評価委員会の不設置は、同委員会の主要な構成者として想定していた小金井市民交流センター（現小金井宮地楽器ホール）及びはけの森美術館の当時の状況に起因するとしており、小金井市民交流センターは建設中で運営主体が明らかではなく、はけの森美術館は私設から市立へと移行して間もなく運営体制が不安定であったことを背景として挙げた。

検討会議ではこれらの事情を了解しつつも次期振興計画下の事業実施では推進委員会及び評価委員会を設置する必要性を確認した。

(2) 実施主体

振興計画では実施主体の役割を以下のように定めている。

「本計画では、市の芸術文化振興を考える市民が担い手としての力をつけ、小金井市の芸術文化振興を推進していく実施主体となっていくことを目指します。そのための立ち上げ機関を設け、その間は行政が、市民参加を支援していきますが、将来的には、市民がそれぞれの専門性を活かして取り組める体制へと移行します」

(第6章「計画の推進体制」－2：実施主体)

振興計画は2009年から2018年までの10年間で以下のように3期に分けて実施された。

第1期2009年～2011年「市民による実施主体立ち上げの準備」

第2期2012年～2014年「市民主体の推進体制開始」

第3期2015年～2018年「次の10年間の計画を市民と市の協働で検討」

第1期までは実行委員会形式で事業を実施してきた。この実行委員会は市民、NPO等の団体のメンバーをはじめとして、大学教員、小金井市コミュニティ文化課長も参加している。よって「立ち上げの準備期間」での「市民参加」等は実現されている。

第2期では実施主体としてNPO法人アートフル・アクションが設立され「市民主体の推進体制」が整備された。

第3期では、次期振興計画「次の10年間の計画」に向けて、外部資金調達による事業拡張や振興計画の柔軟な運用などによって、新たな市民協働の展開に入った。また『2009 - 2017 活動記録』を制作し自己検証及び課題の抽出を行い、現行の振興計画下における事業を振り返っている。

(3) 研究機関との連携

振興条例及び振興計画の策定段階より東京大学大学院人文社会系研究科文化資源学研究室と小金井市は共同研究してきた。振興計画推進においても大学等との研究機関との連携を以下のように定めている。

「とくに計画実施期間・第1期は、大学をはじめとする研究機関との協働により、市民参加のきっかけとなる講座の運営を始めとする事業へのさまざまな市民参加の支援や、推進委員会の運営補助等、行政の支援を通して、市民が実施主体となって小金井市の芸術文化政策を推進していく仕組みづくり・担い手づくりに取り組みます」

(第6章「計画の推進体制」－4：研究機関との連携)

第1期における実行委員会への東京大学や東京学芸大学の教員の参加をはじめ、小金井市と東京大学の共同研究、小金井プロジェクトグループ出身者が事務局長を務めるなど、東京大学大学院人文社会系研究科文化資源学研究室との策定過程で築かれた関係性は継続された。

また第2期以降も、事業実施及び事業実施者の運営において特に東京学芸大学の諸研究室との連携や協力は行われていった(詳細は別冊資料「研究機関との連携」を参照のこと)。

(4) 財源

振興計画では継続的な財政基盤を担保した事業推進のための財源調達を目指している。

「単年度ごとの一般会計とは別に、複数年度・長期的な視点から芸術文化振興を考えるための財政基盤の整備や、芸術文化振興基金の設立、寄付受付体制の整備なども検討し、市民主導の実施主体による推進体制づくりの状況に合わせた仕組みのあり方を検討していきます」

(第6章「計画の推進体制」－5：財源)

振興計画第1期より事業実施にあたり文化庁補助金を獲得するなど外部資金を投入して

きた（巻末データ参照）。特に2012年以降は東京都とアーツカウンシル東京（公益財団法人東京都歴史文化財団）による文化創造拠点の形成を目的とした共催事業「東京アートポイント計画」に振興計画のアクションプラン「小金井アートフル・アクション！」事業が参画し、第3期に至るまで継続している。

小金井市の一般会計予算に加えて、東京都、アーツカウンシル東京の事業負担金で振興計画に則した事業が実施されている割合は、2012年から2018年の7年間、全体の事業予算の36%を占めている（※そのほかに、小金井市名義の申請によって、一般財団法人地域創造や文化庁等からの補助金、助成金など外部資金を獲得している。）

振興計画に則した事業展開は、市民協働の形態が多様化していくにつれて、小金井市の一般会計予算に依拠するだけでは実施が難しい状況にあり、外部資金の獲得が現状の事業展開では欠かすことができない。こうした財源確保の今後の見通しについて事業実施者は以下のような発言をしている。

市は事業費として一定金額を9年間、予算化してきたんです。（中略）
私たちが小さな助成金を取ってきていることもあるけれども、コミュニティ文化課が行政でなれば申請できない助成金を申請して、増やしてくれている構造があつて。その辺の入れ子構造が、よくも悪くも特徴だと思うんです。今後の10年を考えたときに、お金は、結構シビアな問題だと思うんです。なので、安定的にしていくのにはどうすればいいのかという議論になるのか、あるいは少ない予算の中で、市民が自分たちでやれというのかわからないですが、その辺はかろうじてみんなの努力で確保してきたものが、今後は今までのようにはならない場合は、ひとつ現実的な問題としてあります。

（検討会議第5回／事業実施者） 別冊資料 p68

このような事業実施者の次期振興計画下の事業実施に関する懸念には理由がある。すなわち現状において外部資金として相対的に高い割合を占める東京都、アーツカウンシル東京の事業負担金は、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に照準を合わせた文化面でのレガシー継承を目的とした共催事業プログラムであるからだ。つまり、2020年以降もこれらに類する外部資金が獲得できる確証はない。

次期振興計画下の事業実施では、補助金等の欠損を補填していくために小金井市の一般会計予算の十分な確保に加え、共催事業や補助金等に限らない財源確保を模索していく必

要がある。具体的にはクラウドファンディング等の方法を検討することも求められるだろう。

(5) 参加のネットワーク

振興計画では小金井市内に留まらず「市内外の様々なネットワークを活かすことは多様性の実現」につながるとして、以下のような具体的な参加のネットワークの形成を目指している。

- ①小金井市の芸術文化振興を進めるにあたり、行政機関相互の連携を円滑に行う
- ②市内の団体（企業、教育機関、民間非営利団体、文化団体、地域団体等）との連携・協働に取り組む
- ③本計画に掲載されていない事業や、本計画で想定する実施主体以外の市民の自主的な活動を尊重し、よりよい活動につながる連携の可能性を探る
- ④他自治体、市外の団体等とも、積極的に連携・協働していく
- ⑤国や都道府県、民間財団等の助成金等、外部の資金も積極的に活用する

(第6章「計画の推進体制」－6：参加のネットワーク)

①と⑤については前項で記した通り東京都及びアーツカウンシル東京との共催や省庁及び一般財団法人からの補助金等の調達などによって実現されている。

②については市内保育園における「保育園アートプロジェクト」(2012年～12事業)や「まちはみんなのミュージアム かがわ工房編」での福祉施設との協働(2017年)など多岐にわたり実施してきた。

④の他自治体、市内外、地域外との連携については自治体文化行政の考え方としては一般的ではないこともあり、振興計画策定のプロセスでは重要な視点として議論された。

「市内で全部やるというよりも近隣(自治体)の機能をうまく使いながら、ここで暮らしている豊かきみたいなものを残していこうという議論であったと思います」

自体体間連携の具体的な成果としては、東京都多摩・島しょ広域連携活動助成事業 子ども体験塾事業を受託し、小金井市を中心に、武蔵野市、三鷹市、国分寺市、国立市の5市の共催事業「タマのカーニバル」（2013年）を実施している。

③についてはさまざまな事業実施のなかで関わる市民によって多様な活動が生まれてきたことが事業実施者の以下のような自己評価からわかる。

「その場その場でプログラムを作っていくので、新しい人に出会ったり、新しい出来事が起こったり、リフレクションというか、そこでやったことを持ち帰って、また次のプロジェクトにつなげていくというムーブメントが、わりと断続的に、スパイラルに起こった」

具体的には、事業に関わった市民が、自宅にワークショップルームを作り活動を始めたり、出会った市民同士で中之条ビエンナーレ（芸術祭）に参加したり、事業実施者の拠点であるシャトー2Fのカフェでの市民の交流からライブや様々なイベントの企画が立ち上がるなど「実施主体以外の市民の自主的な活動」の成果が生まれている。

一方で検討会議は、振興計画及び事業が市の様々な文化事業との連携や協働がないことを指摘した。次期振興計画策定においては、市の文化事業を振興計画の事業目標のなかに位置付けることによる事業実施者との連携や協働についての検討が提案された。

IV－3 評価：「芸術文化振興計画推進事業」

「芸術文化振興計画推進事業」に関する評価は以下のとおりである。

(1) 事業1

- ・「市民とアーティストの協働」が起点となって多様な「協働」の形が生まれた。
- ・サービスの送り手と受け手という関係が共にサービスを生み出す関係となる市民協働や市民参加を目指している。
- ・振興条例第3条及び振興計画の目標に基づき市民協働とは社会包摂を伴うアクションである。

(2) 事業2

- ・「学校連携事業」がハブとなって、地域の様々な領域やニーズと市民を「つなぐ」役割を担う成果が生まれている。
- ・「教える人－教わる人」の構造を捉えなおし、学校以外での学びの場、教育の場を目指す事業を展開している。
- ・事業実施者、小金井市民交流センター、はげの森美術館が地域課題を共有し、それぞれの取組みを一元的に評価する仕組みがない。
- ・市の二つの文化施設（小金井市民交流センター、はげの森美術館）が振興計画の「拠点」として位置付けられていない。

(3) 事業3

- ・振興計画の柔軟な運用を担保する「協働」「つなぐ」「きっかけ」という視点が推進事業全体に渡っている。

IV－4 議論：「芸術文化振興計画推進事業」

本項目ではIV－3の評価に至った議論を報告する。

(1) 「芸術文化振興計画推進事業」（事業1／事業2／事業3）について

「芸術文化振興計画推進事業」は振興計画の理念「誰もが芸術文化を楽しめるまちへ」す

すべての人が芸術文化に出会う機会をつくること」を目指して「芸術文化そのものの価値や魅力を発見する機会」を作っていくための事業体系である（振興計画 第3章重点的に取り組む施策～3芸術文化振興計画推進事業）。事業は具体的に3つの柱で設定されている。

事業1 市民とアーティストが協働した作品の制作

事業2 芸術文化と市民をつなぐ機会の整備

事業3 市民参加のきっかけとなる講座の運営

3つの事業に取り組むための視点が各事業に2つずつ設定されている。検討会議ではそれら計6つの視点を評価指標として採用している。この3つの事業の柱を基にした振興計画の体系（巻末）は、第1期から第3期へと移行するにつれ柔軟に運用されてきた。例えば、「情報拠点」「準備拠点」「表現拠点」という整理が事業2に設定されているが、以下の実施事業者の発言から、事業分類の体系が拡がりを見せて、部分的に無効化されていった一端が窺える。

「芸術文化の力で人とまちを豊かにというんだったら、もっとまちの中に出て行って、いろんな人に会わないといけないよねとか（中略）情報拠点とか準備拠点とか表現拠点ということが、少しずつそれ単体で考えるというよりはひとつのプロジェクトのなかで縦断的にそのことを実現していこうというふうになっていったような気がします」

（検討会議第3回／事業実施者 別冊資料 p33）

さらに具体的な事例としてはアーティスト・アサダワタルがディレクションした『小金井と私 密かな表現』（第3期：2015年～2017年）は「市民参加のきっかけとなる講座の運営」に分類されている（市民参加のワークショップを重ねるなど、プロセスを大切にした内容であることは『2009 - 2017 活動記録』に詳しい）が、これは「市民とアーティストが協働した作品の制作」に分類し得る事業でもある。

便宜的な整理として計画の進捗図（巻末）のように3つの事業（+その他の事業）に分けているものの、実際の事業プログラムが体系上の事業分類にこだわらなくなっていった背景には、東京都、アーツカウンシル東京との共催事業負担金によって「財源的に自由度が増した」（検討会議第3回から事業実施者発言）ことも理由として挙げられている。あるいは、前述の『小金井と私 密かな表現』の場合は、事業の年度ごとの段階的発展を求めら

れる一般財団法人地域創造の3カ年の助成金を獲得したことによって、事業の自由度が担保されていた。

このように振興計画の体系に基づく3つの事業の柱は、特に第2期以降は事業実態との齟齬が見受けられる。よって本項目で振興計画の体系を評価していくことは、事業実施者の柔軟な運用を下支えした振興計画の体系の評価である一方で、自ずと現行の振興計画の課題を明らかにしていく側面がある。

(2) 市民とアーティストが協働した作品の制作 - 事業1

第1期から第3期(2009年~2018年)の間、事業1に限らずアーティストが事業に関わり市民と協働してきたものは多数ある。これらの事業はアーティストと市民という二者の協働の構図だけではなく、それらの事業を通じて、市民同士の協働が派生していくことを事業実施者が重視していることはいくつかの発言から明らかになっている。

「行政の計画があって、それを協働する、一緒になって実現するというのは実はそんなに難しくないと思う。だけど、まったく価値観も違うし、生き方も違う人たちと(中略)私たちの手をつくっていくかということがすごく大事だし、困難でもある」

(検討会議第6回/事業実施者 別冊資料 p79)

アーティストが方向性を示して、枠組みを作り、アーティストの責任の下、市民がアーティストと協働するということは、あるひとつの価値を共有していくことでもあり、行政の計画に則した協働と構造は類似する。「トップダウンではなく、関わる人たちに新たな対話が育まれることを目指して繰り広げられた活動」(『2009 - 2017 活動記録』P4)を標榜する事業実施者にとって「関わる人たち」のなかには、アーティストも並列の存在として位置付けられている。事業実施者はアーティストを招聘する際の条件として以下3点を掲げている。

- 1 運営から制作まで市民とのコラボレーションにより作品の創作・発表を行う。
- 2 これまでの芸術や地域へのまなざしを変化させるような作品制作を行う。
- 3 誰もが表現者として存在できるような、市民を巻き込む作品の制作を行う。

((『2009-2017 活動記録』 P114))

以上を踏まえて事業1は形を変えながら実施されてきた(巻末「計画の進捗」参照のこと)。第1期から第2期初めまでは『アーティスト招聘事業・ニューカマーズ・ビュー』として、アーティストを招いて作品を発表している。これらの事業における「市民協働」の仕組みを、事業実施者は以下のように説明している。「専門委員を招き、公募により参加した市民に向けて二回の講座を開催しました。その後、講座に参加した市民による市民委員会や、行政、専門委員化の委員会で、どのようなアーティストにどのような活動をしてほしいか、意見を申し合いました」(『2009-2017 活動記録』 P115)。

第2期からは『保育園アートプロジェクト』が中心となり、このプロジェクトは保育園ごとに毎回運営体制を変えていった。保育園、保護者、行政が入った実行委員会形式や、保護者会との協働、お祭りや学習発表会の枠組みでの実施など、保育園の事情に合わせた協働の形を作っていた(『2009-2017 活動記録』 P102 以降に詳しい)。

事業実施者はこうした協働事業を「社会包摂」の観点から捉えなおす自己評価をしている。

「社会包摂みたいな話になると、障害者と子どもと高齢者が包摂される代表みたいな感じで出てくるような気がしています。(中略) 保育園の子どもたちと授業をやってきていますが、アーティストを招いて、ある時間を子供たちと一緒に過ごすわけです。(中略) 送り迎えに来るお母さんであるとか否応なしにプログラムに参加させられちゃう親御さんたち、保護者の方々のほうがこのプログラムのコアだったんじゃないかという気がしています」

(検討会議第2回／事業実施者 別冊資料 p19)

計画された「協働」でもなく「社会包摂」を目指してもいない事業が、結果的に想定していなかった市民を巻き込んでいく事例である。

振興計画では「社会包摂」という言葉は使われていない。しかし、振興計画が「誰もが芸術文化を楽しめるまちへ」とあるように、また振興条例第3条には「年齢、性別、障害の有無、国籍及び民族を問わず、市民一人一人が芸術文化の根付く心豊かな生活を営むことのできる地域社会を目指して」とあるように、社会から特定の人を排除する「社会的排除」を阻止する概念としての「社会包摂」の考え方は、振興計画には含意されている。よって市民協

働を掲げる事業において、市民とは「誰も」であり、当然ながら市民協働とはすなわち「社会包摂」を伴ったアクションである。

一般的な言説における「社会包摂」という言葉に含意する「包摂する側と包摂される側という構図」を避けて、どのような市民協働ができるのかという試行錯誤は、以下の事業実施者の発言からも明らかになった。

「誰が誰を支援し、誰が誰を包摂するのであるのか。私たちが計画の受託者であったとしても、私たちに包摂することはできるのか、あるいはしていいのかみたいなことについて、常々考えています」

(検討会議第2回／事業実施者 別冊資料 p17)

このような事業実施者による「受託者自身が市民」であり「振興計画を施行する対象も市民」であるという問題意識を受けて、検討会議は「サービスの送り手と受け手という関係が共にサービスを生み出す関係になって変質することが市民協働や市民参加ではないか」という見解から事業実施者の市民協働の取組みを評価した。

6つの評価指標に基づく評価では、オルタナティブな姿勢によって市民の協働のパターンを拓けたことに対して「市民が芸術文化活動に参加する新たな機会をつくる」点から成果を認められる。すなわち検討会議は事業1の目的として掲げた「市民とアーティストの協働」が起点となって様々な協働の形が生まれていった点を認め、評価した。

(3) 芸術文化と市民をつなぐ機会の整備 - 事業2

事業2は、同事業に位置づけられている3つの事業(①芸術文化拠点事業②学校連携事業③小金井アートウィークス事業)のなかのひとつである「学校連携事業」を中心に実施されてきた。『小金井アートウィークス事業』では『アートフルジャック』のように様々なジャンルのアートを期間限定で集中的に見せていく事業がある。これは「市民による実施主体立ち上げの準備」と定めた第1期において「芸術文化そのものの価値や魅力を発見する機会」(振興計画 第3章重点的に取り組む施策～3 芸術文化振興計画推進事業)を目指したものである。「芸術文化拠点事業」は「芸術文化と市民をつなぐ機会の整備」のための物理的な拠点形成を目的としたもので、第1期において事業実施者の活動拠点としてシャトー2Fが開設され「情報拠点」「準備拠点」「表現拠点」を市民たちが作りあげてきた。

本項目では第2期以降、全体事業のなかで高い比重を占めた「学校連携事業」と「拠点」形成の観点から市内文化施設等との協働、連携について評価をする。

事業実施者は「学校連携事業」を重視している件について以下のように述べている。

「学校に行くことをなぜ大事にしているのかという（中略）何かしらの（公募の）ワークショップをしたときには来るお子さんは限られてくる。親がそういうことに関心がある、あるいは経済的に余裕のあるお子さんが集まってくる。（中略）私たちが学校に行かなければこういう機会に出会わない子どもたちや、あるいは不登校の子どもで、例えば図工の時間だけ来るみたいな子どもたちもいるので、そういう子どもたちと何かが出来ればいいんじゃないかなと思っています」

（検討会議第2回／事業実施者 別冊資料 p17）

「関わってくださった方々が、放課後子ども教室をスピンオフして始めて展開しています。指導員になって、学童に行っている演劇出身の人もいるし、放課後子ども教室に招かれて1人行ったら、一緒にやってきた人が芽づる式にかかわって、かなり大きなパワーとして、緩いコミュニティが出来ています。」

（検討会議第4回／事業実施者 別冊資料 p54）

いわば「学校連携事業」がハブとなって、地域の様々な領域やニーズと市民を繋いでいった。こうしたハブ機能は評価指標として設定している「市民が日常生活の様々な場面で芸術文化に出会う機会を整備する」「芸術文化活動を行う市民を支える基盤を整備する」という視点にも含意されている機能である。

また検討会議は、小金井市全体の政策として学校連携あるいは教育現場へのアプローチは、振興計画だけの問題ではないことを指摘した。

「そこで何を育むのか、何を学ぶのか、学校、家庭、地域社会という三者が求める役割とか、相当違いがあると思うんですけど、その違いをどう評価していけばよいのか。この先の政策として小金井市の計画づくりのなかに、どのようにそれを位置付ければいいのか、あるいは位置付けてはまずいいのか、難しいところがある」

(検討会議第4回／大澤委員長 別冊資料 p56)

教育政策は、例えば小金井市の基本構想、基本計画（『小金井しあわせプラン』）には「文化と教育」という分類で位置づけられている。検討会議では次期振興計画に向けた議論として、総合的な教育政策と総合的な文化政策を連携させることの明文化や、事業実施者が現行振興計画では扱われていないはけの森美術館や小金井宮地楽器ホールと「学校連携事業」のすみ分けや連携について明文化することが現場の自由度を殺ぐ可能性やその検証の必要性についての意見があった。

振興計画の事業2「芸術と市民をつなぐ機会の整備」のなかの芸術文化拠点事業（「情報拠点」「準備拠点」「表現拠点」）について事業実施者から取組みについての自己評価があった。

チラシ等の配架による「情報拠点」機能や、稽古場や展示、上演の場としての「準備拠点」「表現拠点」という機能は、事業実施者の活動拠点・シャトー2Fでは小規模ながら機能している。いずれの拠点形成事業も、市民自身が、振興計画策定時における拠点の位置づけとは異なる使い方を考案しながら、拠点の機能を物理的にも可変してきた。しかしながら、これらの拠点形成事業は事業実施者の活動拠点のなかで実施されてきた事実も確認した。

また検討会議は「拠点形成」の観点から、振興計画と市内の既存の文化拠点、すなわち、小金井宮地楽器ホールとはけの森美術館との連携、協働について評価した。

この議論のなかで、『小金井しあわせプラン』（第4次小金井市基本構想・後期基本計画）においては「芸術文化振興計画の計画的推進」として振興条例及び振興計画と市内文化施設が「文化・芸術」という枠組みで一体的に扱われていることが指摘された（施策36「総合的な文化振興の推進」、施策37「文化施設の効率運営」）。

以上を受けて検討会議は次期振興計画策定に向けての2つの検討を提案した。

1つ目は、事業実施者、ホール、美術館の三者が地域課題を共有し、それぞれの取組みを一元的に評価する必要性を求めた。

2つ目は、市の総合的な施策の整合性という観点から、市の2つの文化施設（小金井宮地楽器ホール、はけの森美術館）を「拠点」のひとつとして位置付けることによって、事業実

施者との連携や協働を図っていくことを求めた。

(4) 市民参加のきっかけとなる講座の運営 - 事業3

事業3は主に講座プログラムの実施を想定し、芸術文化振興計画推進事業の目的である「芸術文化そのものの価値や魅力を発見する機会」を作っていくことを目指している。

第1期「市民による実施主体の立ち上げの準備」ではラボと称するいわゆるワークショップ型のプログラムを実施した。この事業は、振興計画を策定の際に実施したアンケート調査から抽出された課題からテーマが設定されている。地域の資源を見なおす「地域ラボ」、芸術文化情報の発信をする「発信ラボ」、現代の芸術表現を歴史から理解する「歴史ラボ」という3つの柱で第1期の2009年から2010年の間に8プログラムを実施した。立ち上げ時期に市民に間口を広げた入門的なプログラムとして、いわばラボ＝実験室として機能した。

第2期「市民主体の推進体制」では座学形式の講座プログラムが中心であったが、第3期「次の10年間の計画を市民同士の協働で検討」の時期に入ると、アーティストと市民の協働によるプロジェクトが中心となる。すなわち事業実施者と参加する市民の成熟に従って、実験室から飛び出し、より実践度の高いプログラムによって市民参加のきっかけをつくっていったことがわかる（以上、巻末「計画の進捗」参照のこと）。

このように、事業3の2つの視点を達成していく手段として「講座」と「ラボ」という事業体系上の形式を採らなくなっていった。すなわち、きっかけづくりを目的とした事業のなかに「協働」や「つなぐ」という要素が加味されていくにつれて、「講座」や「ラボ」という形式では、事業実施者が意図するところを遂行できなくなったことが理由として挙げられる。他方で、「市民主体の芸術文化振興」のための条件である「協働」「つなぐ」「きっかけ」という要素が、3つの事業のそれぞれの視点に加味されていることによって、振興計画の柔軟な運用が担保されたとも評価が可能である。振興計画の柔軟な運用について検討会議では以下のように見解がまとめられている。

「計画で記された事業の展開というフレームがあって、これに沿った事業を特に第1期あたりはされていたんですけども、より積極的な市民参加を促進するためにフレームにこだわらず、柔軟に事業を展開していったと受け止めました。結果として計画と事業の体系というのは、明確に整理することが難しい」

すなわちこの発言は、計画の枠組みのなかで事業を整理し、その事業の結果であるアウトプットを定量的に評価していくことの困難についての見解でもある。

V 次期振興計画策定へ向けての課題と提案

検討会議では現行振興計画に対する評価が、同時に次期振興計画策定に向けた様々な提案や指摘となることがあった。あるいは、検討会議は意識的に次期振興計画策定を想定した検討課題等を挙げていった。

本報告書の最終章として、次期振興計画策定における課題及び提案等を報告する。

V-1 次期振興計画での検討課題

- (1) 事業実施者、小金井宮地楽器ホール、はけの森美術館の三者が地域課題を共有し、それぞれの取組みを一元的に評価する仕組みづくりの検討
- (2) 市の2つの文化施設（小金井宮地楽器ホール、はけの森美術館）を、振興計画の「拠点」としてのひとつとして位置付けることによる事業実施者との連携や協働を図っていくことの検討
- (3) 小金井市芸術文化振興計画推進事業推進委員会及び評価委員会の設置
- (4) 2020年以後に先行きが不透明となる外部資金調達に関する対応の検討
- (5) 市の様々な文化事業の振興計画上の位置づけと事業実施者との連携や協働についての検討

V-2 社会情勢の変化等に鑑みた新たな対応の必要性

(1) 2020年以後の社会情勢を踏まえたトピックスの抽出

検討会議における論点テーマ「社会包摂」「文化施設」「教育／アウトリーチ」「市民協働」は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会に向けての一連の文化関連法制が加速度的に整備されていった際のトピックスである。

2020年以後の次期振興計画下では再び社会情勢が大きく変化することが予想される。よって次期振興計画策定においても、時宜の文化政策及び社会情勢に鑑みた検討課題や論点の抽出が求められる。

(2) 市の総合的な施策のなかでの位置づけ

また次期振興計画の施行が予定されている2020年は、『小金井しあわせプラン』第4次小金井市基本構想・後期基本計画（平成28年～平成32年）が計画期間を終え、第5次へと移行するタイミングでもある。地域社会の情勢、変化を踏まえて市の基本構想・基本計画の見直しがなされていくなかで、次期振興計画の策定もまた市の総合的な施策の動向を踏まえ、市の施策として重要な位置を占めるように努めることが求められる。

小金井市芸術文化振興計画評価・検討委員会 評価・検証 概要

III-1 評価の方針

- ・評価指標は、振興計画にある以下の三つの事業目標と六つの視点を採用した。適宜、論点テーマの視点及び事業実施者の自己評価を参照にして評価を行う。
- ・評価は、振興計画・推進事業体系と振興計画・第6章「計画の推進体制」に基づいて行う。
- ・現行の振興計画の評価から次期振興計画の策定にあたっての課題をまとめる。

IV 振興計画の評価

項目		評価・検討
計画の推進体制	1 推進委員会／評価委員会	小金井市芸術文化振興計画推進事業推進委員会及び評価委員会を設置する必要がある。
	2 実施主体	以下の通り第1期から第3期までの間、実施主体による「推進体制」が整備された。 ・第1期：実行委員会形式による事業運営で「市民参加」を実現した。 ・第2期：実施主体としてNPO法人アートフル・アクションを設立し「市民主体の推進体制」が整備された。 ・第3期：次期振興計画「次の10年間の計画」に向けて、外部資金調達による事業拡張や振興計画の柔軟な運用などによって新たな市民協働の展開に入った。
	3 研究機関との連携	振興計画策定過程からの東京大学との連携をはじめ市内外の大学機関とはインターンシップの派遣をはじめ様々な連携があった。
	4 財源	外部資金調達による事業展開の拡張があった。
	5 参加のネットワーク	市の様々な文化事業とのさらなる連携や協働の必要がある。
芸術文化振興計画推進事業	1 事業1	・「市民とアーティストの協働」が起点となって多様な「協働」の形が生まれた。 ・サービスの送り手と受け手という関係が共にサービスを生み出す関係となる市民協働や市民参加を目指している。 ・振興条例第3条及び振興計画の目標に基づき市民協働とは社会包摂を伴うアクションである。
	2 事業2	・「学校連携事業」がハブとなって、地域の様々な領域やニーズと市民を「つなぐ」役割を担う成果が生まれている。 ・「教える人-教わる人」の構造を捉えなおし、学校以外での学びの場、教育の場を目指す事業を展開している。 ・事業実施者、小金井市民交流センター、はげの森美術館が地域課題を共有し、それぞれの取組みを一元的に評価する仕組みがない。 ・市の二つの文化施設（小金井市民交流センター、はげの森美術館）が振興計画の「拠点」として位置付けられていない。
	3 事業3	・振興計画の柔軟な運用を担保する「協働」「つなぐ」「きっかけ」という視点が推進事業全体に渡っている。

V-1 次期振興計画での検討課題

1	AA、ホール、美術館の三者が地域課題を共有し、それぞれの取組みを一元的に評価する仕組みづくりの検討
2	市の二つの文化施設（小金井市民交流センター、はげの森美術館）を、振興計画の「拠点」としてのひとつとして位置付けることによる事業実施者との連携や協働を図っていくことの検討
3	小金井市芸術文化振興計画推進事業推進委員会及び評価委員会の設置
4	2020年以後に先行き不透明となる外部資金調達への対応の検討
5	市の様々な文化事業の振興計画上の位置づけと事業実施者との連携や協働についての検討

V-2 社会情勢の変化等に鑑みた新たな対応の必要性

1	2020年以後の社会情勢を踏まえたトピックスの抽出
2	市の総合的な施策のなかでの位置づけ

小金井市芸術文化振興計画評価・検討委員会
報告書

発行：平成 31 年 3 月

小金井市市民部コミュニティ文化課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号

電話:042-387-9923

事務局補佐：

戸舘正史

愛媛大学社会共創学部地域資源マネジメント学科 助教

松山ブンカ・ラボ ディレクター